

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【公開番号】特開2018-65578(P2018-65578A)

【公開日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-016

【出願番号】特願2016-203928(P2016-203928)

【国際特許分類】

B 6 5 D 81/34 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 81/34 U

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月8日(2020.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可撓性を有するフィルムが袋状に形成された包装袋であつて、

前記包装袋は、底面部と、前記底面部から立ち上げるように設けられた周面部を備え、

前記周面部には、内圧上昇に伴って蒸気抜けを形成する蒸気抜け部が設けられ、

前記包装袋を開封するための開封部を備え、

前記開封部において前記周面部を周方向に切り裂いて前記開封部よりも上側の部分を除くことによって得られる容器が、前記包装袋内の内容物を食べる際に使用する食器として利用される、包装袋。

【請求項2】

前記開封部は、前記蒸気抜け部よりも前記底面部に近い位置に設けられる、請求項1に記載の包装袋。

【請求項3】

前記容器の高さが3~10cmである、請求項1又は請求項2に記載の包装袋。

【請求項4】

前記開封部は、前記フィルムを引き裂く際の起点となる引裂開始部である、請求項1~請求項3の何れか1つに記載の包装袋。

【請求項5】

前記底面部の外面側は、段差がない、請求項1~請求項4の何れか1つに記載の包装袋。

【請求項6】

可撓性を有するフィルムが袋状に形成された包装袋であつて、

前記包装袋は、底面部と、前記底面部から立ち上げるように設けられた周面部を備え、

前記周面部には、内圧上昇に伴って蒸気抜けを形成する蒸気抜け部が設けられ、

前記底面部の外面側は、段差がない、包装袋。

【請求項7】

前記底面部の外面側は、平坦面である、請求項1~請求項6の何れか1つに記載の包装袋。

【請求項8】

前記周面部は、特定の引裂方向に引き裂きやすい直線引き裂き性を有する引裂性フィル

ムで形成され、

前記引裂方向は、前記周面部の周方向に向けられている、請求項1～請求項7の何れか1つに記載の包装袋。

【請求項9】

前記引裂性フィルムを引き裂く際の起点となる引裂開始部が、前記蒸気抜き部よりも前記底面部に近い位置に設けられている、請求項8に記載の包装袋。

【請求項10】

前記周面部は、互いに対向する前面部及び背部と、前記前面部と背部を連結する一対の側面部を備える、請求項1～請求項9の何れか1つに記載の包装袋。

【請求項11】

前記底面部は、その周縁に沿って、前記前面部、前記背部、及び前記側面部のそれらにヒートシールされている、請求項10に記載の包装袋。

【請求項12】

前記前面部は、前面下部と前面上部を備え、

前記前面下部は、前記底面部に連結され、

前記前面下部と前記前面上部は、互いに折り返された状態で重ね合わされて形成された合掌部において連結され、

前記蒸気抜き部は、前記合掌部に設けられる、請求項10又は請求項11に記載の包装袋。

【請求項13】

前記側面部は、前記側面部の前後方向の略中央に、高さ方向に延びる側面中央折部を備える、請求項10～請求項12の何れか1つに記載の包装袋。

【請求項14】

前記側面部と前記底面部の共通の角部から前記側面中央折部に向かって斜め方向に延びる側面斜め折部が前記側面部に設けられる、請求項13に記載の包装袋。

【請求項15】

前記底面部は、前記底面部の前後方向の略中央に、幅方向に延びる底面中央折部を備える、請求項10～請求項14の何れか1つに記載の包装袋。

【請求項16】

前記側面部と前記底面部の共通の角部から前記底面中央折部に向かって斜め方向に延びる底面斜め折部が前記底面部に設けられる、請求項15に記載の包装袋。

【請求項17】

前記包装袋内において前記底面部上に分離可能に配置される補強部材を備える、請求項1～請求項16の何れか1つに記載の包装袋。